

議案第 55 号

大野市民間保育所等電気料金高騰対策支援事業補助金交付要綱案

令和 6 年 6 月 27 日提出

大野市教育委員会

教育長 久保俊岳

提案理由

原油価格高騰の影響による、電気料金の高騰分を一部補助し、民間保育所等の経営安定化を図るため

大野市教育委員会告示第 号

大野市民間保育所等電気料金高騰対策支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年6月 日

大野市教育委員会

大野市民間保育所等電気料金高騰対策支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、原油価格高騰の影響により経営に大きな影響が生じている民間の保育所及び幼保連携型認定こども園（以下「民間保育所等」という。）に対し補助金を交付することについて、大野市補助金等交付規則（昭和57年規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、民間保育所等とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、民間保育所等の令和6年4月から令和6年5月までの使用に係る電気料金の合計額と令和3年の同期間の使用に係る電気料金の合計額との差額とする。ただし、補助対象経費に対して他の補助金等の交付を受けている場合は、当該補助金等の額を差し引いた額を補助対象経費とする。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、次の各号に掲げる額を上限とする。ただし、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

- (1) 高圧の契約電力を締結している民間保育所等 340円に令和6年4月1日時点の利用定員数を乗じた額

(2) 低圧の契約電力を締結している民間保育所等 120円に令和6年4月1日
時点の利用定員数を乗じた額

(補助金の交付申請等)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、次の各号に掲げる書類を、令和
6年7月31日までに市長に提出しなければならない。

(1) 大野市民間保育所等電気料金高騰対策支援事業補助金申請書兼請求書（様式
第1号）

(2) 補助金額計算書（様式第2号）

(3) 民間保育所等が締結する電力契約の区分を証する書類の写し

(4) 令和6年4月から令和6年5月までの使用に係る電気料金及び令和3年の同
期間の使用に係る電気料金を証する書類の写し

(実績報告の特例)

第6条 規則第10条に定める実績報告は、前条に定める書類の提出をもって、実
績報告があったものとみなす。

(関係図書の保存)

第7条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けた事業の実施に係る関係
図書、収支に関する帳簿及び支払に関する証拠書類については、補助対象事業が
完了した日の属する会計年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管しなけ
ればならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第7条に定
める事項については、同日後もなおその効力を有する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

大野市長 様

申請者 住 所
事業者名
施設名
代表者氏名

大野市民間保育所等電気料金高騰対策支援事業補助金申請書兼請求書

大野市民間保育所等電気料金高騰対策支援事業補助金の交付を受けたいので、大野市民間保育所等電気料金高騰対策支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 申請額（請求額） 円

2 添付資料

- 補助金額計算書（様式第2号）
- 民間保育所等が締結する電力契約の区分を証する書類の写し
- 令和6年4月から令和6年5月までの使用に係る電気料金及び令和3年の同期間の使用に係る電気料金を証する書類の写し

3 振込先

金融機関		支店名	
口座種別		口座番号	
口座名義	カタカナ		

補助金額計算書

施設名 _____

(1) 令和3年電気料金実績

契約電力種別(※1)	4月	5月	計
			円
			円
			円
合計			円 …①

(2) 令和6年電気料金実績

契約電力種別(※1)	4月	5月	計
			円
			円
			円
合計			円 …②

(3) 令和3年と令和6年の差額(②-①)

円 …③

(4) 他の補助金等の交付額

円 …④

(5) 補助対象経費 (③-④)

円 …⑤

(6) 補助金額の算出

対象経費の1/2 (⑤×1/2) 千円未満の端数切捨て ⑥	利用定員数 (令和6年4月1日時点) ⑦	契約電力種別 (高圧又は低圧)	園児1人当たりの 補助単価(※2) ⑧	補助上限額 (⑦×⑧) 千円未満の端数切捨て ⑨	補助金額 (⑥か⑨のいずれか低い額)
円			円	円	円

※1 高圧、低圧、従量電灯 など

※2 契約電力種別が高圧の場合…340円、契約電力種別が低圧の場合…120円